

令和5年1月11日

事業主各位

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
長崎支部

障害者雇用納付金制度事務説明会（長崎会場）における会場設備の
一部利用不可等について

平素より当支部の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当支部では、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定される「障害者雇用納付金制度」に基づく令和5年度障害者雇用納付金等に係る申告申請を適切かつ適正に実施していただくため、障害者雇用納付金制度事務説明会（以下「事務説明会」といいます。）を開催することとしております。

事務説明会のうち、令和5年2月28日（火）、令和5年3月8日（水）については、長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町9番6号）（以下「長崎会場」といいます。）において開催することとしており、開催に向けた事務手続きを進めているところですが、今般、長崎会場より「令和5年2月27日（月）から令和5年3月13日（月）までの間、設置されているエレベーターの点検等を行うため、使用することができない」との連絡を受けたところです。

当支部におきましては、予定通り長崎会場での事務説明会を開催することとしておりますが、長崎会場での事務説明会に参加を予定されている方におかれましては、エレベーターを利用することができず、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のほど、よろしく願いたします。

なお、長崎会場での事務説明会に参加を予定している方のうち、エレベーターを利用しなければ事務説明会に参加することができない方（車いすや松葉づえ等を利用されている等、会場までの移動において、階段を利用することが困難な方等）がおられましたら、参加申込みをいただく前に当支部高齢・障害者業務課までご連絡いただきますよう、併せて願いたします。

【本件に関する問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 長崎支部
高齢・障害者業務課 納付金説明会担当
TEL：0957-35-4721